家族の呼び寄せ

スイスに在住している人の元へその家族を呼び寄せることは、場合によって可能です。家族や知り合いがスイスを訪れる場合、出身国によっては、訪問ビザが必要になります。

家族の呼び寄せ

基本的には、スイスに在住する人の元へ家族（直系の血縁者および配偶者）を呼び寄せることが可能です（家族の呼び寄せ｜Familiennachzug|Regroupement familial□□）。どの家族構成員が申請の対象になるかは、申請者の国籍と在留資格により変わります。暫定滞在許可□F（F許可証）でも状況によっては申請が可能です。家族の呼び寄せの要件については、早い段階で専門家に相談したほうがよいでしょう。情報は、人口統計サービス局（ABEV|OPOP□□）、お住まいの自治体、またはインテグレーション窓口で入手できます。家族の呼び寄せの申請は、州の移民局に提出します。ベルン市、ビール市、トゥーン市にお住まいの方は、市の住民登録事務所に申請してください。家族の呼びよせの申請は期間が限定されていますのでご注意ください（通常、入国から1–5年以内）。子供の場合は成人した家族（配偶者など）よりも期間が短くなっています。

結婚の準備

スイス在住者がスイス国外のパートナーと結婚を予定している場合、入籍前に結婚準備のための入国許可証を申請することができます。申請に必要な書類、詳しい手続については移民局までお問い合わせください。

入国の査証

外国籍保有者にとって、多くの場合、例えば、家族に会いに来るためにスイス入国の査証を受けるのは簡単なことではありません。スイス在住の関係者の招待状および経済的保証□Verpflichtungserklärung | Déclaration de prise en charge□□（Verpflichtungserklärung | Déclaration de prise en charge□□）、またはその双方が必要になる場合があります。申請に必要な書類、詳しい手続についてはスイス大使館にお問い合わせください。州の人口統計サービス局(ABEV | OPOP)でも情報を提供しています。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-bern.ch/ja/partnership-and-children/family-reunification